



質問

従業者証明書の記載事項変更時の対応について

(相談概要)

従業者証明書について、「事務所の変更」「代表者の変更」があった場合は、表面の当該箇所の記載はそのまま、裏面に変更点を記載するような対応で問題ないでしょうか。なお、代表者の変更に合わせて従業者証明書を再発行する場合、その有効期間は新代表者の就任時からと考えて良いでしょうか。



回答

マンション管理適正化法施行規則第93条（証明書の様式）に定める別記様式第29号^{*}において、「業務に従事する事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入し、事務所の長の印を押印すること」とされています。

また、「代表者名の変更」にかかる従業者証明書の記載方法については、特段ルールが設けられていませんが、上記と同様に、裏面に変更後の内容を記入するような対応でも間違いではないと考えられます。しかしながら、従業者証明書は会社が発行するものなので、新しい代表者名で再発行することが、より望ましく、従業者証明書の発行日については、新代表者が就任した日またはそれ以降の日を始期とするのが妥当であると考えられます。

なお、変更後の証明書については、提示の際当然に、変更事項を記載した裏面も提示することが求められます。

※別記様式は、当協会のホームページにてご確認ください。

<http://www.kanrikyo.or.jp/format/yousiki.html>

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。